

<p>当法人は、各施設の事務作業を本部で一括処理しているため、各施設は収入及び職員数より負担割合を算出し本部に繰り入れている。これは実務的にも経理的にも有効な方法であるが、介護事業において介護報酬を得るためにどれほどの経費がかかるのか、介護報酬の基礎を算出するための分析データとして、減価償却費を組み入れた損益計算書を必要とされている。当法人の経理処理では、各施設の繰入金支出は損益計算書の事業活動外支出に表示され、福祉事業活動に反映されず、介護報酬を得るための経費より外れてしまう。そのため、事務作業経費を各経理区分の人件費、事務費及び事業費で経理処理することが望ましいと思料される。</p>	<p>介護保険事業に限らず措置費あるいは介護給付費対象事業においても、制限の範囲内においてではあるが資金の繰入れが認められている。 資金の繰入れを行う場合の勘定科目は「事業活動収支計算書の「事業活動外支出」の「会計単位間繰入金」や「経理区分間繰入金」で処理することとされ、その内容については、経理区分間・会計単位間資金移動明細表を作成し明らかにしておくこととされている。 複数の施設を経営する当法人としては、これらすべてのルールをクリアした上で会計処理を行っており、合理的な処理方法であると考えている。</p>	<p>おり、種目は事務所としている。しかし、桃源荘は介護老人福祉施設なので、種目は病院が正しい。耐用年数に違いのある資産が他の施設にも散見されるので、再度見直しを行い訂正する必要がある。</p> <p>(13) 国庫補助金等特別積立金取崩額について (意見) 当法人は、県から建物、構築物を無償譲渡されているため、減価償却費と国庫補助金等特別積立金取崩額は同額で計上されると考えられるが、累計額に差額が生じている。このことは会計基準の計算の仕方に違いがあることによるが、新しい会計基準では改正され、減価償却費と同様の計算を行うこととなり、過去の累積も是正されることとなる。そこで、差額が多額となっているので、新会計に移行するまでの間、その旨を注記することが望ましいと思料される。</p>
<p>(11) きぼうの家の建物未登記について (指摘事項) 建物の所有権登記を進めていたが、きぼうの家の建物が建っている地番は、字が3つに分かれており、字は公図も別々で国勢調査も入っていないため字界が一致せず、現状の形状と異なるため、法務局から測量等を行い筆界や赤道等の位置を明白にした上で再度申請する旨を伝えられたとのことであり、隣接の所有者との境界の問題等もあり事業団では作業できないため県に対応を依頼しているとのことである。未登記建物の存在自体が固定資産管理上望ましいものといえず、増改築時における建築確認等の際に支障を来たす可能性もあることから、県の早期対応を望むところである。</p>	<p>きぼうの家の土地については、公図と現況が一致していない。県では、今後甲府市が予定している地籍調査等により境界を確定していくこととしている。</p>	<p>(14) 法人積立金の不明瞭な記載について (意見) ① 貸借対照表(合算)の積立金の科目名が「その他の積立金」となっているが、会計基準では、積立金は積立ての目的を示す名称を付すとされているため、その他の積立金の名称は特定の目的を示したものとはいえない。内容は明生学園の施設整備等積立金であるため、科目を適正に表示する必要がある。</p> <p>② 積立金(純資産)と同額を特定積立預金(固定資産)とすることとなっているが、貸借対照表上一致していない。固定資産の「投資有価証券」の中が、通常の投資有価証券と特定積立預金の投資有価証券とに分かれるということであるが、現状の表示では積立の不足あるいは過剰と判断される恐れがあるので、その内容</p> <p>平成 23 年度決算時に貸借対照表に注記した。</p> <p>平成 23 年度決算時に貸借対照表に注記した。</p>
<p>(12) 県より移管された資産の耐用年数について (指摘事項) 法人の経理規程では、いわゆる税法上の法定耐用年数を採用することとなつて</p>	<p>全ての施設について、再度見直しを行なっていく。</p>	<p>平成 23 年度決算時に貸借対照表に注記した。</p>

<p>を注記等により明示することが望ましい。</p> <p>(15) 計画的な積立金の積立てについて (意見)</p> <p>明生学園の改築費が計画の半額以下で納まっているが、積算時の金額が高額すぎるのではないかと懸念される。積算価格を高額に見積もるならば、資金調達のために必要以上の経費削減等の対応が要請され、職員の処遇等にも影響を及ぼしかねない。今後の改築費及び大規模修繕費の積算に関しては、随時適正価格を見直し、中・長期経営計画に反映させ、それに伴う資金を計画的に積立てる必要がある。</p> <p>(16) 無償譲渡施設に係る設置者負担について (意見)</p> <p>事業団は県から基本財産等を無償譲渡されたことにより、本来負担すべき設置者負担がなかったため、設置者負担相当額が法人の剰余金となるので、今後も施設のアメニティーを含め利用者サービス等に還元すべきと思われる。</p> <p>(17) 授産会計における期末貯蔵品の原価計算について (指摘事項)</p> <p>きぼうの家における棚卸資産の原価計算において、期末材料棚卸高を計算に入れておらず適切であると判断することは難しい。また、もえぎ寮においては、未計上の棚卸資産があった。</p> <p>棚卸資産の評価によっては、授産施設の利用者に支払う工賃の額にも影響を与えることとなってしまう。今後は、計上すべき棚卸資産は漏れなく計上し、かつ原価計算については適正な方法で行うべきである。</p>	<p>明生学園の改築費は改築時の諸条件の変更と入札効果により生じた減額であった。</p> <p>今後も過去の建築費や改築条件等を勘案しながら適正価格を算出し、計画的な積み立てを行っていく。</p> <p>無償譲渡された建物のほとんどが老朽化した建物である。減価償却費相当額の補助金の受け入れもなかったため、建て替え時には設置者負担額以上の金額を負担することとなり、剰余金は発生していない。</p>	<p>(18) きぼうの家における生産物販売に伴う現金の取り扱いについて (指摘事項)</p> <p>きぼうの家において、生産物販売時に収納した現金の取り扱いが、経理規程に則っておらず、また、その管理方法では職員による不正に対する牽制効果は低く、その即時発見も困難であるため、速やかに規程に則った方法に改善されるべきであると判断される。</p> <p>(19) 窓口で授受された現金の管理等について (指摘事項)</p> <p>きぼうの家、もえぎ寮及びはまなし寮において、日々入金した現金について経理規程の定めにした取扱いを行っており、その入金についても帳簿等での管理が行われていなかった。また、寄付金受領書等を確認したところ、連番による管理が行われていなかった。さらにもえぎ寮においては、法人規定外の受領書等を使用していた。速やかに是正されるべきである。</p> <p>(20) きぼうの家の資産管理について (意見)</p> <p>きぼうの家において、故障したパソコンや使用期限の過ぎた給油カード等が目的もなく保管されていた。正規の手続きを経て廃棄や売却の処分を進めていくことが望ましいと思われる。</p> <p>6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団</p> <p>(1) 理事会・評議員会について (指摘事項)</p> <p>① 平成22年度以前は、決議機関である理事会と諮問・審議・助言機関である評</p>	<p>実査時以降、経理規程に則った処理に改善した。</p> <p>実査時以降、経理規程に則った処理に改善した。</p> <p>当該パソコンは廃棄のための承認手続きを行っており、専門業者の引き取りを待つ状況での保管であり、廃棄処分を済ませた。また、給油カードについても速やかに処分した。</p> <p>平成23年度からは、理事会・評議員会を別々に開催している。</p>
--	--	---	---

<p>議員会が合同で開催されており、各々の機能を果たしていない。</p> <p>② 寄付行為では、理事の定員を18人以上22人以内と規定しているが、平成21年度第2・3回の理事会において欠員が2名生じているにも係わらず、補充が行われていない。</p> <p>③ 理事会、評議員会への出席率が低調であり、出席率向上のための改善が必要である。</p> <p>④ 平成22年度の収支決算書及び財務諸表に対する注記が理事会・評議員会において正式に報告されていない。</p>	<p>理事に欠員が生じた場合には、速やかに選任していく。</p> <p>より多くの理事、評議員に出席してもらうため、余裕を持った日程調整を行い、出席率の向上を図っていく。</p> <p>今後は、収支報告書及び財務諸表に対する注記についても理事会・評議員会に報告していく。</p>	<p>(意見) 当法人と山梨県アイバンクは共同した活動を行っているが、本来は山梨県アイバンクが負担すべき活動の事業費の一部を当法人が負担しているケースが見られるため、適正な事業費の分担を行うべきである。 また、経費節減や事業の効率的な実施の上から、同様な普及啓発活動を行っている他の団体との統合を検討されたい。</p> <p>(5) 職員給与費の支出科目について (指摘事項) 実質的に職員給与と認められる支出が他の科目で処理され不適切である。非常勤職員に実質手当での支払と考えられるものが、事業費勘定や活動費勘定等で処理されていた。給与の重複支給や給与所得課税漏れが生じる可能性がある。</p> <p>(6) 資産計上額について (指摘事項) 平成22年度の貸借対照表において、資産の計上金額及び表記に誤謬がみられるので是正が必要である。</p> <p>(7) 切手の管理について (指摘事項) 切手の払出簿がなく管理が不適切なので、受払簿を作成の上、随時現物と突合し管理することが必要である。</p> <p>7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター (1) 平成22年度の財務諸表について (指摘事項) ① 平成21年度の財務諸表には正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、財産目録総括表が作成されていたが、平成22年度の財務諸表にはこれら総括表</p>
<p>(2) 領収書の管理について (指摘事項) ① 領収書が抜き取られていないか容易に確認できるよう連番管理を行うべきである。 ② 書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。 ③ 領収書の控えは切り取って収入同様に添付されている。領収書の控えは、領収書綴りにそのまま残しておくべきである。</p>	<p>領収書の使用開始前に連番を付すよう改めた。 書き損じの領収書は、廃棄処理せず、保存するよう改めた。</p> <p>領収書の控えは切り取らず、領収書綴りにそのまま残し保存するよう改めた。</p>	<p>勘定元帳の修正を行った。なお、給与所得として計上し、再算定した結果、新たな課税は生じなかった。</p> <p>勘定元帳、固定資産台帳の修正を行った。 切手の受払簿を作成し、随時現物と突合するよう改めた。</p>
<p>(3) 印鑑、通帳、現金の管理について (指摘事項) 印鑑は事務室内の管理に劣る場所に入られ、また、預金通帳や現金は事務職員が単独で管理している。保安上鍵付の金庫を用意して適切に管理すべきである。 (4) 他法人との費用負担、統合について</p>	<p>印鑑は事務局長が管理し、通帳及び現金は鍵付のロッカーに保管するよう改めた。</p>	<p>公益法人会計基準の「平成16年度基準」に基づき、従前どおり、総括表を作成することとした。</p>

<p>が作成されていない。</p>	<p>公益法人会計基準に則り、注記も財務諸表の一部であることから作成することとした。</p>	<p>本事業は、広く県民に生活衛生関係営業に対する理解を促進するとともに、需要の拡大を図ることを目的に実施したものである。今後もより補助効果の高い事業の実施に努めていく。</p>
<p>② 「財務諸表に対する注記」が全て作成されていない。</p>	<p>任意団体の事務に要した経費は当該団体に費用負担させるよう改めた。</p>	<p>本事業については、旅館生活衛生同業組合の青年部が最新のサーベンスと料理知識を学び、これからの観光山梨に生かすために実施したものであるが、平成22年度に廃止している。今後もより補助効果の高い事業の実施に努めていく。</p>
<p>③ 期間損益を適正に把握するために、賞与引当金を計上すべきである。</p>	<p>任意団体の事務に要した経費は当該団体に費用負担させるよう改めた。</p>	<p>本事業については、いすれの研修会も親睦を目的とした飲食会と受け取られるような内容であり、補助事業として効果的に実施しているとは言いがたい。実施に当たっては補助事業としての効果を明確にする必要がある。(飲食会に対する支出:平成20年度210,000円、平成21年度273,000円)</p>
<p>(2) 関連する任意団体事務の負担について(指摘事項) 当法人と関連がある任意団体(山梨県生活衛生同業組合連合協議会)の事務を担当人が行っており、その経費を任意団体に請求せず当法人が負担している。当該団体が独立して運営されるのならば負担を求めらるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、当法人に取り込んで一体として運営を図ることも検討する必要がある。</p>	<p>生活衛生同業組合に対しては、記載漏れや記載間違いがないように徹底を図っているところであり、平成22年度については既に改善されている。</p>	<p>当法人の財務体質の健全化を図るため、なお一層の経費削減や、標準営業約款登録事業などによる自主財源の確保に努めている。 他の都道府県においても、国の補助金交付に係る手続の遅れに苦慮しており、県では、補助金交付等の一連の手続を前倒しするよう、国に対し要望活動を実施している。</p>
<p>(3) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金に関する不適切な事例について(指摘事項) ① 山梨県生活衛生営業振興事業を行うにあたり加盟組合に事業を委託しているが、平成20年度は生活衛生同業組合からの金額の事業ごとの内訳の記載漏れや収支予算の記載間違い等が見られた。</p>	<p>生活衛生同業組合に対しては、記載漏れがないように徹底を図っており、平成22年度については既に改善されている。</p>	<p>1つの団体で1つの領収書綴りを使用できるように、関連団体の領収書綴りを別にすることとした。</p>
<p>② 平成21年度は生活衛生同業組合からの申請は事業計画のみで金額の記載がない。</p>	<p>調整会議の内容を記録するとともに、その内容を今後の事業に反映させていく。</p>	<p>領収書は連番管理を行うこととした。 直ちに未使用の領収書を廃棄処理し</p>
<p>③ 生活衛生同業組合からの申請に基づき、各組合からの申請金額が補助金の予算の範囲内に収まるよう調整会議を開いているが、議事録等が作成されていないため、調整の内容が不明である。</p>	<p>調整会議の内容を記録するとともに、その内容を今後の事業に反映させていく。</p>	<p>領収書の連番管理が行われていない。</p>

<p>の領収書が残置されていた。</p> <p>④ 書き損じの領収書に使用不可処理が行われていない。</p> <p>⑤ 約款会計で使用する領収書はパソコン上で管理されていて、控えが残されていない。</p> <p>(7) 受託事業での報告書の誤りについて(指摘事項)</p> <p>(財)全国生活衛生営業指導センターからの平成22年度受託事業である「経営改善推進事業」に関する清算調書と、当法人の総勘定元帳の同事業科目の内容が異なり、間違った実績報告が行われている。</p> <p>(8) 固定資産の計上漏れについて(指摘事項)</p> <p>パソコン3台の資産計上が漏れているので、固定資産台帳を整備して適正に対処することが必要である。</p> <p>(9) 切手の管理について(指摘事項)</p> <p>切手の払出簿が途中までの記載のため不明瞭であった。</p> <p>(10) 退職手当に関する申告書の不備について(指摘事項)</p> <p>退職手当の支給に関し、所定の申告書の保存がなく対応が不適切であった。</p> <p>8. 公益財団法人やまなし環境財団</p> <p>(1) 財産目録の内訳記載について(意見)</p> <p>当法人では平成22年度の財務諸表を公益法人会計基準の「平成20年度新基</p>	<p>た。</p> <p>直ちに書き損じ領収書を使用不可処理した。</p> <p>約款会計の領収書の控えをパソコンから打ち出して保存し、受領の事実の検証を図った。</p> <p>開全国生活衛生営業指導センターに報告、協議の上、当法人の総勘定元帳と整合するよう修正した。今後はこのような事がないよう経理管理を徹底していく。</p> <p>固定資産台帳を整備して適正に対処することとした。</p> <p>現物と整合しながら切手の払出簿の記入を随時適正に行い管理を徹底することとした。</p> <p>今後は、退職者に申告書を提出させて適正に処理することとした。</p>	<p>準」により作成している。</p> <p>公益法人会計基準による財産目録は、事業年度末におけるすべての資産・負債について、名称・数量・使用目的・価格等を記載することが必要であるが、その記載が不明瞭である。</p> <p>(2) 助成金の審査書類について(意見)</p> <p>当法人は、平成22年度に30団体に対し430万円の助成金を交付している。申請内容の審査において、申請団体の財政状況を含めて検討を行っているが、現在、団体に提出を求めている書類(助成金の対象となる事業の概要、実施の趣旨・目的、収支予算書)では、団体の財務状況を把握することは難しい。申請団体の繰越金の多寡は審査に影響することから、通帳のコピーのほか財務資料の提出を義務付けて財政状況を確認することを検討すべきである。</p> <p>(3) 財務諸表の作成について(意見)</p> <p>当法人は、財務諸表の作成に財務ソフトを使用せず、すべて表計算ソフトで手入力により作成している。表計算ソフトは財務ソフトと違い書類の相互間に連動はなく、互換性もないことから、作成のみならず、相互の整合性をチェックするだけでも事務量は相当であると思慮される。労力と財務ソフトの購入コストをどのように見るかということであるが、公益財団法人として適正な財務諸表の作成は当然のことであり、効率化の観点からも検討は必要である。</p>	<p>平成23年度の財産目録に公益法人会計基準に規定された内訳を記載した。</p>	<p>平成24年度から助成金交付申請時に申請団体の決算書(申請前年度分)及び予算書(申請年度分)の提出を求めることとした。</p> <p>財務ソフトの導入には多額の費用を要することから、引き続き、財務諸表は表計算ソフトにより作成せざるを得ないが、適正な財務諸表を作成するための外部からの専門的なチェックやアドバイスの必要性を検討する。</p>
<p>9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構</p> <p>(1) 緑の募金領収書の管理について(指摘事項)</p>				

<p>①当法人は、公益認定を受け公益財団法人へ組織変更したときに、新たに新法人名の緑の募金領収書を印刷した。その印刷時に印刷業者より発注枚数を上回る予備の領収書25枚を受領しているが、当該領収書は募金領収書受払簿に記載されておらず、簿外となっている。受払簿に記載し適正に管理すべきである。</p> <p>②領収書の払出前の在庫は領収書ナンバーが記載されておらず、払出時に50枚あるいは100枚単位でナンバーリングをしている。</p> <p>印刷業者から受入時に全ての領収書にナンバーリングを行い、連番管理を行うべきである。また、印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することを検討することも必要と思われる。</p> <p>③期末等に定期的に領収書の棚卸しを実施し、在庫の適切な管理を行うべきである。</p> <p>(2) 臨時職員の給与増額改定及び駐車場補助について(意見)</p> <p>全国健康保険協会の健康保険料率引き上げに伴い、臨時職員の給与を増額改定しているが、保険料の引き上げは同協会加入者全てに及ぶものであり、当法人の給与改定の明確な理由とは思われない。また、公益財団法人の設立以前において、役員及び職員に規定のない駐車場補助が毎月支給されていた。公益財団法人移行後の給与規程では通勤手当に駐車場手当を含むとの規定に変更しているが、駐車場補助として通勤手当とは別建てで支給していた。さらに、これらの原因が当該規程の管理の不適切であったことと思われるため、適切な管理を行うべきで</p>	<p>簿外の25枚の領収書も含めて、残存の領収書に通し番号を記載し、連番管理を行い、受払簿で管理するよう改めた。</p> <p>在庫の領収書すべてにナンバーリングを行った。今後は印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することとする。</p> <p>半期に1度は棚卸しを行い、在庫の確認を行っていくこととする。</p> <p>臨時職員の給与については、公益財団法人山梨県緑化推進機構給与規程第12条により予算の範囲内で改定、支給した。駐車場補助については、公益財団法人移行後の規定に基づき、通勤手当に含めて支給するよう改めている。</p> <p>給与規程の管理についても、随時必要な見直しを行いながら適切な管理を行うよう指導していく。</p>	<p>ある。</p> <p>(3) 金利等変動準備預金取扱基準について(指摘事項)</p> <p>平成22年度の収支予算に金利変動準備金取崩収入10,000,000円を計上し、収支計算書に10,020,000円の取崩しを行っている。</p> <p>金利等変動準備預金取扱基準において、準備金の取崩しには、金利の支払いが滞る等の場合に取崩しが発生することになつては、当該取崩しは事業活動収入が減少してきているために行つたもので、要件には該当しない。</p> <p>また、当該準備金の取崩に当たっては平成22年度の収支予算全体の承認の過程で理事会の承認を受けたことであるが、本来は個別の議案として理由を明示して議決を得ることが必要であると思われる。</p> <p>さらに、平成22年度は準備預金の運用収入860,246円が計上されているが、準備預金の積み立てが行われていない。当該基準においては、準備預金の運用益は、準備預金として積み立てるものと定められており、当該規定違反が認められる。</p> <p>(4) 内部留保資金の有効活用について(意見)</p> <p>平成22年度末に地方公共団体出捐金400百万円、寄付金632百万円、その他内部留保127百万円、合計1,159百万円が正味財産として存する。</p> <p>その他内部留保金127百万円については、市場金利の低下等に伴う運用益の減少、各種補助金の削減、緑の募金の減少等が想定されることから、一定の事業活動を維持していくためには内部留保を厚くしておきたいことはわかるが、平成22年度の事業経費87百万円に比べて過大</p>	<p>緑の募金額が減少し、事業の実施に支障が生じると見込まれる場合にも取り崩しができるよう、「金利等変動準備金取扱基準」を改正した。</p> <p>また、準備金の取崩に当たっては、事前に個別議案として、理事会及び評議員会の議決を得ることとしている。</p> <p>準備預金の運用益の会計処理についても事業収入に繰り入れるよう併せて同基準を改正した。</p> <p>内部留保資金のうち指定正味財産の運用益は、金利等変動準備預金として、予期せぬ事態が生じた際の準備金として積み立てているものである。</p> <p>また、一般正味財産については、緑の募金収入等の減少により、大幅な減額も予想されるため、収支の状況を十分注視しながら、金利等変動準備預金取扱基準の規定に従い、内部留保資金の有効かつ適正に活用するよう指導していく。</p>
--	---	--	--

であり、必要以上の蓄積は問題であるものと思われるため、必要額のみを留保し、残余資金の有効活用を図るべきである。

(5) 仕組債への投資について (意見)
機構が運用を行っている仕組み債は、当初は高利回りであったものの、現状では多くの投資案件で利子を生んでおらず、このままの状況では非常に低利回りの運用となっている。

投資については、「(公財)山梨県緑化推進機構資産運用規定」に則り、理事会の承認を受けて、規定通りに行われているが、目先の高金利にとらわれずリスクを考慮して投資を行うべきである。

(6) 元帳の適正性の確保について (指摘事項)
元帳の預かり金と決算書の預かり金が1円違っていた。元帳と決算書の数値が一致していなかったというものは何らかの内部統制上の不備が存在していると考えられることから、元帳の適正性を確保する内部統制を構築、運用する必要がある。

(7) 切手の受け払いについて (指摘事項)
切手については受け払い管理を行っているものの、1円切手とハガキについては受け払い管理が行われていなかった。金額が僅少であっても現金同等物に関しては受け払い管理を行うべきである。

(8) 家電エコポイントの会計処理について (指摘事項)
液晶テレビの購入に伴い、家電エコポイントの収入4,000円があったにもかかわらず簿外となっている。また、期末に未払金として計上すべき

基金財産の運用は、元本保証を前提としており、期間途中で売却し基本財産を大きく減少させてまで買い換えは行わないこととしている。今後、期間満了又はコールなどにより債権等を買換える際には、情報収集に努める中で、安全性を十分考慮して投資を行うよう指導していく。

総勘定元帳から決算書の作成まで、一連の書類を作成できる会計ソフトを導入した。平成23年度決算からはこのシステムを利用しており、今後も適正に運用を行うっていくこととしている。

1円切手とハガキについても受け払い簿を作成した。今後、現金同等物は全て受け払い簿を作成し、適切に管理を行っていく。

家電エコポイントの交付金は雑収入として計上した。
簿外となっていた期末の未払い管理費等は、平成23年度決算から未払金として

社会保険料、運送料など、合計429,700円が未払計上されていなかった。当期中の使用にかかるとのものについては期末に未払いとして計上すべきである。

(9) 固定資産・物品の管理について (指摘事項)
公用車は、本来、有形固定資産にすべきものが、物品の備品として管理台帳に記載されていた。有形固定資産と物品との区別及び管理を適切に行うべきである。
有形固定資産の減価償却は、国税庁の耐用年数表等を参考に適切な耐用年数を用いて減価償却を行うべきである。
また、物品に管理シール等が貼付されず、現物と備品管理台帳の照合が困難であった。適切な管理を行えるようにすべきである。

さらに、スチール棚、机、いす等果から寄贈を受けたものが事務所にあるが、備品台帳には載っていない。受贈したのもも備品管理台帳に記載して適切な管理を行うべきである。

(10) 体験教室等の参加率の向上について (意見)
県民を広く対象として行っている体験教室等への定員に対する参加率は、その参加費用及びその対象を勘案すると総じて低いと思われる。その事業の目的や理念について否定するところではないが、体験教室等開催の原資は県民から善意の募金が含まれているため、県民の参加機会の公平性等の観点からも周知の方法について、再度検討する必要がある。

(11) やまなし森づくりコミュニケーション

計上するよう改めた。

有形固定資産と備品はそれぞれの管理台帳に区分して記載するよう改めた。
減価償却の耐用年数は、平成23年度決算から国税庁の耐用年数表に基づき計算を行うよう改めた。
備品は受贈を受けた物品を含め、全てに管理シールを貼付し、現物と管理台帳の照合ができるよう改めた。

今後開催するイベントでは、機構のホームページからの情報発信のみでなく、県との共催イベントは県のホームページにも情報掲載し、チラシ等もこれまでに以上に多方面に配布するなど、情報が多くの県民に周知されるよう改善を図っていくこととしている。また、募集期間の途中で申込人数が少ない場合には、再度関係者にイベントのPRを依頼するなど、参加率の向上に取り組みよう指導していく。

<p>及び緑の少年隊山梨県連盟との組織統合について（意見）</p> <p>当法人を事務局とする「やまなし森づくりコミッション」及び「緑の少年隊山梨県連盟」という2つの任意団体は、その事業内容や職員の勤務状況から判断して、事実上当法人と同一の主体であると考えられる。今後は組織の統合を行い、法人全体としての適正な財務諸表作成を行うべきであると判断される。</p>	<p>2つの組織はそれぞれの規約に従い長年独自の活動をしており、当機構とは目的、事業内容、会員等が異なる別組織である。このため、直ちに組織統合することは困難であるが、今後、コストの改善や組織の効率的運用に向けた取り組みを総合的に進めていく。</p>	<p>づき集計し、委託料を計算しているが、レジの使用や申込書の確認など、売上の裏づけ資料を残しておくことが必要と思われる。</p> <p>(3) 別荘関係収入のうち伐採業務について不適切な管理が見られた（意見）</p> <p>別荘敷地内の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託し、見積書を顧客に提示しているが、見積書に決裁の記録がない。責任の所在を明確にするため、見積書の控え等に決裁者を明示すべきである。</p> <p>また、請求書の発行に際して2重チェックが行われず、控えが残されていないが、請求書が適正に作成されているかどうかルチェックを行い、控えを残しておくことが必要である。</p> <p>(4) 契約書の記載に不適切な記載が見受けられた（指摘事項）</p> <p>別荘地一般管理契約書に表示されている共益費は、消費税抜きの金額であるが、契約書に明示されていない。また、テナントの賃貸借契約書に表示されている賃料は、消費税込みの金額であるが、契約書に明示されていない。</p> <p>テナントとの賃貸借契約は、消費税込みと取り扱われても特に問題にはならないが、トラブル回避のためにも、契約書の金額については消費税の取扱を明示すべきである。</p> <p>また、果との管理運営委託契約について、委託料、施設の借用料に関する対価の記載がないため、対価（無償）の記載を行い、よりわかりやすい記載とすべきである。</p>
<p>10. 株式会社清里の森管理公社</p> <p>(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた（指摘事項）</p> <p>法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。</p> <p>①定款が旧商法の規定を前提に作成されたままである。会社法への読み替えは行われるが、会社法に則した記載内容に変更すべきと思われる。</p> <p>②取締役会が3ヶ月に1回以上開催されておらず、会社法が遵守されていない。</p> <p>③監査役2名のうち1名は顧問税理士が務めており、内部牽制が有効に機能しないものと疑念を抱かれる恐れがある。</p>	<p>平成24年度株主総会で定款変更を行った。</p> <p>平成24年度から定期取締役会を年4回（6月、9月、12月、3月）開催する。</p> <p>監査役2名のうち1名は設置が義務づけられた通常の監査役であるが、他の1名は、主に業務監査として取締役の職務執行や経営意思決定等の監査を行うために顧問税理士を選任している。当該監査役はコーポレートガバナンスを有効に機能していくために選任しているものであり、必要な措置だと考えている。</p>	<p>請求書については、複写式で連番を付した請求書を使用し、一覧表と伝票を添付して社内決裁を経たうえで発行することとした。</p> <p>テナントとの建物賃貸借契約書については、平成24年4月の契約更新時に、消費税の内数を明示した。</p> <p>消費税の導入以前に締結した別荘地一般管理契約については、消費税の記載がないが、消費税導入後、契約者は消費税別で管理費を支払っていることから、事務処理の煩雑さを考慮すると、現時点で消費税の取り扱いを明示するためだけに変更契約を締結するメリットはないと考える。</p> <p>なお、平成元年以降、名義変更や権利譲渡等により新たに締結する契約については、「消費税別」の旨明示している。</p> <p>また、果と当法人が締結している「保健休養施設「清里の森」管理運営委託契約書」第5条（経費の負担）において、管理運営業務に要する経費は当法人が負担する旨明記されている。また、第1条</p>
<p>(2) シルバーアクセサリー教室の売上管理を改善すべきである（意見）</p> <p>教室の受講料収入や物品販売収入は、講師が記入している手書きのノートに基づ</p>	<p>平成24年度からレジスターを導入した。</p>	

<p>(5) 自己株式の取得について取得価格が不適当と思われる(指摘事項)</p> <p>平成19年度に山梨県企業局から所有する全株式を取得しているが、その取得価格は額面価格であり、一般的に用いられる簿価純資産額より低額で取得しているため、企業局が本来得られるべき利益約278万円を得られず、結果として県に対して同額の損失を及ぼしたと考えることもできる。</p> <p>また、自己株式について、自己株式として所有し続けるのか譲渡するのか、今後の扱いについて正式な機関決定を行うべきである。</p>	<p>(業務の範囲) 2において、管理運営する施設等が明記され、更に営業の用に供するときに賃貸借契約の対象とする施設が第6条(施設等の借受)に明記されていることから、契約書の記載は適切なものと考ええる。</p> <p>当法人は、県が整備した保健体育施設「清里の森」の管理運営を行うことを目的に設置した法人であり、県、県企業局、財産区ともに投資目的ではなく、設立に必要な資本金として出資したものである。このため、株式も非公開となっており流動性もなく配当も行っていない。</p> <p>今回の自己株式の取得は、県出資法人改革の一環として県の出資比率を50%未満とするために資本等取引として行ったものであり、流動性がなく市場価格が存在しない当法人の株価の時価として、額面価格を採用した。</p> <p>こうした考え方を甲府税務署に説明し、低謙譲渡の場合に売主(県企業局)に課税される寄付金課税、買主(当法人)に課税される受贈益課税ともに対象とならないことを確認していることから、適切な取引であったと考えられている。</p> <p>また、自己株式の取得に関する取締役会決議、定時株主総会決議は、県の出資比率を50%未満とするための措置であることを説明した上で行っており、自己株式として所有し続ける旨の機関決定はなされている。</p>	<p>置の変更に伴い、別荘地とセンターエリアの緩衝地として利用・管理することとし、現在その用途地として活用している。</p> <p>清里の森別荘地では、外周に大型区画を配置することにより、別荘地としての良好な居住環境を提供する区画レイアウトとしていることから、既存の別荘所有者の合意も含め、区画の細分化については慎重に対応していく必要がある。販売価格については、不動産鑑定士の意見を踏まえ、適正な大型減価率補正による販売価格を設定している。</p> <p>未売却の区画については、平成21年度から全国規模のリゾート広告事業者にインターネット広告を委託するなど販売促進に努めており、成果を挙げつつあることから、今後とも積極的な販売促進に努めていく。</p>
<p>(6) 県所有の空地が未分譲のまま放置されている。また、未売却の区画は分割して譲渡することも検討するべきである。(意見)</p> <p>県は、県所有の空地(旧4-1-1区画)</p>	<p>旧4-1-1区画は、平成元年のゲート位</p>	<p>現況の不不動産市況を反映すると規模が大きく総額が膨る物件については動きが悪い。清里の森別荘地の区画は比較的規模が大きく、早期売却のために区画を細分化して小規模な区画として売却することも検討すべきと思われる。</p> <p>また、区画の細分化が困難な状況にあるのなら規模の大きな物件についてはより大きく単価を見直すことも必要と考えられる。</p>
<p>(7) 早急な改修が必要と報告された設備に対して十分な対応がとられていない(指摘事項)</p> <p>電気工作物に対して、関東電気保安協会から、改修区分が「至急」または「急」となっている改修要請が28項目報告されており、早急の対応が必要であるにもかかわらず、抜本的な改修を行わず、当面の危険を回避するための断線等による対応となっている。</p> <p>県で改修するもの当法人で改修するものに区分して、早急に改善すべきである。</p>	<p>改修要請があった28項目のうち、必要性の高い7項目については対応済みである。残りの21項目については、外灯の一部や噴水設備などであり、現在使用していないことから、関東電気保安協会と協議したうえで、危険の無いよう断線するなどの措置を講じている。</p> <p>また、これらの施設を含めた清里の森施設全体について、個々の施設の必要性などを検討し、県と当法人の役割を分担しながら、計画的に施設撤去や改修を進めていく。</p>	<p>管理運営委託契約書の備品台帳に記載</p>
<p>(8) 県からの貸与資産の不足については法人が補充を行うべきである(指摘事項)</p> <p>県から当法人への管理委託に際して、</p>	<p>管理運営委託契約書の備品台帳に記載</p>	<p>管理運営委託契約書の備品台帳に記載</p>

県所有の備品の貸与を受けているが、在庫が不足しているものについては、管理運営委託契約書に基づき、速やかに当法人が補充する必要がある。

(9) 別荘用地賃貸借更新契約書の更新が行われていない契約が43件存在する(指摘事項)

「清里の森」別荘用地賃貸借更新契約書の更新時期が到来しているにもかかわらず、更新されていない契約が43件あるため、山梨県中北林務環境事務所対応すべきである。

(10) 対人賠償保険金額が規定の額に對して2億5千万円不足している期間が存在する(指摘事項)
保険金額の増額契約の遅れにより、当法人で加入している対人賠償保険の保険金額が、「清里の森」管理運営業務仕様書のために對して2億5千万円不足している期間が生じた。不測の事態に備えて仕様書に準拠した、遅滞のない対応が必要であった。

(11) 係争中のテナントの収益を平成23年3月期に反映させるべきである(指摘事項)

された備品については、毎年一度、当法人で確認を行い、具に報告することとしているが、胸芸教室で参加者が日常的に使用する1点1,000円未満相当の物品の現品確認を怠っていた。今後、確認が容易に行えるよう保管レインアウトを整え、使用の都度確認を行うこととする。
なお、成型用具12点セットの不足分は、既に当法人で補充を行った。

借地借家法上、賃貸借期間満了後賃借人が土地の使用を継続している場合には、賃借人が遅滞なく異議を述べない限り、賃貸借契約は更新されることとされており、43件の未更新者についても、継続して賃料を納付していることから、実質的に契約は更新されている。
しかしながら、契約関係を明確にするため、中北林務環境事務所では、未更新者に対して文書や電話連絡などにより更新を促しているところであり、今後とも未契約者への働きかけに努めていく。

保険料の支払い日が平成22年4月15日であったため記書の作成日が同日となっているが、契約期間が平成22年4月1日からの「1事故につき賠償保険金額3億円」の保険契約を締結しており、「清里の森」管理運営業務仕様書に定めるとおりとなっている。

平成23年3月期の法人申告で、係争中のため、テナント収入の一部を半期分のみの計上としているが、この係争は、契約そのものの紛争ではなく、使用料等の減額に関する紛争と判断されるので、使用料等の合理的な金額を見積もり、平成23年3月期決算に反映させる必要があったと思料される。

(12) 浄化槽の適正な維持管理を怠っている別荘所有者に対し、改善指導を行うべきである(指摘事項)
浄化槽の管理者は、毎年、法令に定められた回数浄化槽の保守点検を行わなければならないとされるが、220棟余りに保守点検の形跡がない。
県は公社とともに早急な改善指導を行うべきである。

裁判において、テナント側は、前契約賃貸料の半額、共益費の負担なしという条件で更新契約が成立しているものと主張し、半期分の賃貸料を納入していた。本係争は、使用料の減額に関する紛争ではなく、賃貸借契約の存否そのものについての争いであった。
平成23年5月19日に甲府地方裁判所の判決があったが、テナント側は判決を不服として控訴手続きを進める一方、当法人と訴外合意の協議を行っており、この協議が概ね整ったことから、当法人は6月13日の取締役会で合意書締結の議決を行った。議決後、テナント側は控訴を取り下げ、6月23日から27日に合意書を締結したことから、係争が解決し額が確定したのはこの時期となり、合意書による最終支払い時期も10月31日となっている。

こうした経緯から、法人税基本通達により、平成24年度決算に計上することが適当である。

当法人では県と連携し、別荘利用者による浄化槽の保守点検を徹底させるため、浄化槽法による定期点検の義務について、文書による周知を行っているほか、平成23年5月に保守点検の契約状況を調査し、7月に未契約者全員に契約締結を求める文書を送付している。この後、12件が新たに当法人を含む保守点検業者と契約を締結するなど、成果を挙げつつあり、今後とも保守点検の徹底に努めていく。

なお、再三の呼びかけに従わない者に対しては、今後、浄化槽法に関する県所管課と連携した対応も検討していく。

<p>(13) 遺失物の管理が適切に行われていない (指摘事項)</p> <p>現金や時計等、遺失物の適切な保管及び管理が行われていない事実が判明した。</p> <p>①保管場所のルールが存在せず、かつ管理台帳の記載漏れが散見される ②住所や氏名等の判明する遺失物について本人への連絡等が行われていなかった ③遺失物の中には現金313円も含まれていたが、警察への届出等が行われていない。</p> <p>長期にわたって放置されている物品も存在しているため、警察署への届出を含め、早急に遺失物の管理態勢の改善を進めるべきである。</p> <p>(14) 販売用及び貸与用資産の管理が不適切である (指摘事項)</p> <p>販売用資産については、期末においては各商品の実地棚卸が行われているものの、期中における各商品の受払いについては一切行われておらず、乗注についても担当者の目検討に頼る部分が大きい。また、貸与用資産については、数量を管理する台帳等がなく、付番等の処理も行われていない。</p> <p>従業員による不正や、資産の紛失及び盗難等を未然に防止するため、早急に資産管理方法の改善が必要である。</p> <p>(15) 領収書の管理について不適切な事例が見られた (指摘事項)</p> <p>陶芸教室やシルバニアパークセサリ一教室等で使用している領収書について、次の</p>	<p>また、県では毎年度、清里の森内の河水質検査を実施し、水質に問題のないことの確認を行っている。</p> <p>遺失物は「遺失物取扱要領」に対応を取り決めているが、要領が適切に運用されていない事例があったことから、社内研修を実施し、要領の内容を全職員に徹底した。今後、要領に基づいた遺失物の適正な保管及び管理を行っていく。</p> <p>販売用資産については、商品の受払い簿 (商品在高帳) を作成した。平成24年度から期中での棚卸しを実施する。貸与用資産については、資産全てに個別番号を付し、数量管理のための台帳を作成した。</p> <p>平成24年度から複写式の領収書を使用し、連番管理を行うこととした。</p>
<p>ような問題点が見受けられた。</p> <p>①領収書の連番管理がなされていない ②複写式でないため控えが残っていない</p> <p>(16) 清里の森音楽堂における音楽祭実行員会の納税義務が履行されていない可能性がある (意見)</p> <p>清里の森音楽堂実行委員会については、法人税の納税義務の履行がなされていない可能性がある。課税当局等と協議の上、適切な対応をとることが望まれる。</p>	<p>11. 財団法人山梨県富士川地域地場産振興センター</p> <p>(1) 法人の今後について県も含めて積極的な協議が望まれる (意見)</p> <p>平成23年度第1回の評議員会及び理事会で法人解散の審議が行われている。当該評議員会の出席率は代理出席も含め47% (17名中8名)、理事会の出席率は代理出席も含め71% (14名中10名) であり、法人の今後を決める重要な会議にもかかわらず役員の当事者意識の欠如が見られる。また、法人内部では解散のコンセンサスはとられているが、今後の運営方針や残余財産の処分等を含めて今後も県の積極的な指導が望まれる。</p> <p>(2) 利用者の貸室使用の際に用いられる申請書等が規定の様式と異なっている (指摘事項)</p> <p>利用者が貸室を使用する際に用いられる申請書等が、「施設使用規程」に定められた様式と異なっており、さらにその運用</p> <p>甲府税務署と協議の結果、当該委員会では、平成23年度までの事業では課税対象となる実質的な利益はないが、収益活動の「興行業」としての事業を行っていることから、事務手続きを含めた適正な運営を図るため、平成24年度から音楽祭を当法人の一事業として実施することとした。</p> <p>本来、解散、清算及び残余財産の処分に係る意思決定や事務手続きについては、法人の自主性に任せるべきであるが、法人の設立、運営そして公益法人制度改革への対応に至る経緯から、県としても各種法令を遵守する中で、積極的に指導及び支援を行うこととする。</p> <p>規定どおりの様式による運用に改めるとともに、必要に応じ規定の改正を行うこととする。</p>

用の実態についても同様であった。このような事態はコンプライアンスの低下を招くリスクがあり、規定が形骸化しないように適時に規定の更新を行うべきである。

(3) 固定資産の管理業務について(指摘事項)

固定資産について、現物はあるが減価償却資産台帳に計上されていないものがある。また、資産計上科目の間違いや耐用年数の適用間違い、償却計算の間違い等が見られる。

法人の今後の移行に当たり、所有資産を明確に把握した上で、資産価値を適正に把握し、減価償却資産台帳を整理し、固定資産の適正な残高管理を行うことが必要である。

また、固定資産について無償にて譲渡されているが、減価償却資産台帳上で除却処理されているのみであり、譲渡に当たつての契約書や稟議書等が作成されていない。

(4) 市場価値が高いと思われる美術品については個別管理を行うべきである(指摘事項)

当法人が所持するガラス製の作品には、過去に高額で売却された実績もあるような海外有名工芸家の制作による試作品も存在する。しかし、当該試作品については作品一覧表等の管理は行われておらず、その所持点数も定かではない。現在の管理体制では作品の紛失リスクは高いと考えられるため、これらの海外有名工芸家の作品については写真を撮つたうえで作品ごと個別に管理を行うべきである。

また、費用にもよるが、どの程度で評価すべきか鑑定し資産計上することが望

減価償却資産台帳や備品台帳の整理を行い、適切な固定資産等の管理を実施している。

財産の取得・処分については、その意思決定に係る書類を作成し処理した。

試作品ごとに写真撮影の上リストを作成し、適切な管理を行っている。

ガラス工芸専門の学識者(大学講師)から、当該作品はワークショップ時の試作品のため資産価値の確定は困難であり、市場での取引対象外の作品であるとの意見を得ている。

なお、試作品ごとに写真撮影のうえリストを作成し、適切な管理を行うこととする。

ましい。

(5) 物品要求書及び支出負担行為伺票の検収確認に不適切な処理が見受けられる(指摘事項)

平成22年度末の未払金に計上のある2件の物品等に関し検収の確認がなかった。未払金計上の妥当性を立証する上で適切に処理することが必要である。

(6) 証券会社への預け金が簿外となっていた(指摘事項)

平成22年度決算において、証券会社への預け金426,231円について貸借対照表に未計上となっており、財産目録への記載も漏れていた。予定されている法人の解散等の移行時における正確な財産額計算のためにも資産管理は厳格に行うべきである。

(7) 平成21年度決算における決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した(指摘事項)

平成21年度決算において決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると思考される。

1.2. 財団法人小佐野記念財団

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた(指摘事項)

①理事会及び評議員会が会議の途中で合同開催されている。
業務運営の決定機関である理事会と諮問・審議・助言機関である評議員会とは

納品書や請求書への検収者の署名・押印を徹底した。

当該預け金は過年度損益修正益として処理した。

退職給付の必要額に過不足がないよう、退職手当引当金や特定資産に計上し適切に処理した

平成24年4月の公益財団法人制度への移行後は、理事会、評議員会を別々に開催する。なお、平成24年度第1回の理事会、評議員会は別々に開催した。

<p>その機能が異なるにもかかわらず、実際には合同開催され、ガバナンスが有効に機能していない。</p>	<p>公益財団法人移行後の定款において、業務執行理事（移行前の専務理事）が理事会議長を務めることができる規定を定め、これにより代表理事以外の者が議長を務めることができることになっている。</p>	<p>一リソングリストに加え、各市町村や市町村国際交流協会等への直接通知を行うなど、更に制度を周知する工夫を行っていく。また、電話等での問い合わせに関しては記録簿を作成する。</p>
<p>②向機関の議長が専務理事であり、寄附行為の規定と異なる。 寄附行為上、理事会の議長は理事長が務めると規定されているにもかかわらず、実際には専務理事が務めているのは寄附行為違反である。</p>	<p>公益財団法人移行後は、書面開催を除き、年2回理事会を開催することとしている。</p>	<p>国際理解教育・活動に熱心に取り組んでいる学校あてに直接児童・生徒のコンクールへの参加について促すなど、応募者数を増やす取り組みを実施する。</p>
<p>③通常理事会の開催は年2回であるが、内1回は書面での開催である。正式な理事会の開催が望まれる。 寄附行為に従い、理事会を年2回開催しているが、そのうちの1回は書面での開催となっている。適切な法人運営のため正式な開催を行うべきである。</p>	<p>各種事業は、その内容等につき「年度計画」として理事会、評議員会により審議され、承認を経たのちに、事務局を中心に実施している。理事会の審議が事後的な追認に留まっているとは考えているが、事業運営についての理事の関わり方をより実質的なものとするため、臨時の理事会を開催、報告するなど必要に応じて対応していく。</p>	<p>運用利息に対する事業費の割合は平成22年度から改善済みである。周年事業引当資産の取扱要領については、他財団の取り扱い等を参考に平成24年度中に策定した。</p>
<p>④各種事業の結果が理事会・評議員会で報告されるのみであり、事後承諾し追認されている状態である。 事業実施における理事会の関与が事業計画の承認と事後的な追認に留まっている。業務運営の決定機関である理事会の地位に鑑み、より積極的な関与をすべきである。</p>	<p>2つのコンクールについては、運営委員会等の形式ではないが、外部有識者等が審査にあたっており、審査の客観性は保たれていると考えている。ただし、審査の客観性をより担保するため、審査基準を策定するなど、助成制度も含めて検討している。</p>	<p>領収書に連番を付し、領収書が抜き取られないよう連番管理を行った。</p>
<p>⑤助成事業やコンクールの審査に当たり、運営委員会等の審査組織が存在しない。審査組織を設け外部の有識者等をメンバーに入れ、審査の客観性をより担保することが必要である。</p>	<p>各種事業は、その内容等につき「年度計画」として理事会、評議員会により審議され、承認を経たのちに、事務局を中心に実施している。理事会の審議が事後的な追認に留まっているとは考えているが、事業運営についての理事の関わり方をより実質的なものとするため、臨時の理事会を開催、報告するなど必要に応じて対応していく。</p>	<p>領収書に連番を付し、領収書が抜き取られないよう連番管理を行った。</p>
<p>(2) 助成金制度の周知活動を更に行う必要がある(意見) 国際交流活動を行う事業者に対して助</p>	<p>各種事業は、その内容等につき「年度計画」として理事会、評議員会により審議され、承認を経たのちに、事務局を中心に実施している。理事会の審議が事後的な追認に留まっているとは考えているが、事業運営についての理事の関わり方をより実質的なものとするため、臨時の理事会を開催、報告するなど必要に応じて対応していく。</p>	<p>領収書に連番を付し、領収書が抜き取られないよう連番管理を行った。</p>

<p>連番を付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行なうべき。</p>	<p>②書き損じ領収書の廃棄処理が行なわれている。書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付すること。</p>	<p>書き損じの領収書は廃棄処理をせず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付した。</p>	<p>があるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。</p>	<p>を詳細に記載するよう改善した。</p>
<p>③領収書の発行要件を満たした未発行の領収書が領収書綴りに残置されている。今後、発行する予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付すること。</p>	<p>今後発行予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付した。</p>	<p>(3) 会費負担の公平化について(意見) 法人の当期収支差額が黒字化すると山梨県は会費の負担を行わないこととなっているが、予算算定時において適正な支出の見積りを行なうことにより、県の会費負担が生じることとなる。現状では県が負担すべき会費を会員の各市町村が負担している状況にある。年度の予算計上時における事業量の把握や見積りの精度をより一層上げることにより、県を含めた各会員の負担を公平化すべき。また、予算作成時の精度により会費負担の不公平が生じないように、補助金交付要綱の改正も検討すべきと思われる。</p>	<p>平成25年度からは、県の業務量に基づく負担割合により、負担金として支払うこととする。</p>	
<p>④使用済み領収書綴りの中の未使用の領収書について杜判(角印)が押印され、使用可能な状態となっていない。今後、使用する予定がない場合は、杜判が押印された未使用の領収書を残置せず、使用不可能な処理を行なうこと。</p>	<p>杜判が押印された未使用の領収書は残置せず使用不可能な処理を行った。</p>	<p>(4) 売買契約の手続きについて(指摘事項) 農業用陸ブラスチックの売却にあたり契約書の締結は行われているが、販売単価の決定に当たり、当初取得した見積書が現在の売却価格と異なっており、価格改定後の見積書の取得を怠っている。売買契約書に記載している通り売却価格の改定が行なわれる都度見積書を事前に入手し、取引価格の妥当性を検討すること。</p>	<p>売買契約書に価格改訂後の見積書を新たに添付した。今後は、売却価格の改定の都度、取引価格の妥当性を検討し、適正価格による販売に努めていく。</p>	
<p>(2) 平成22年度の財務諸表の記載等について(指摘事項) ①貸借対照表の法人税及び消費税の未払金は、未払法人税等及び未払消費税等の勘定科目を使用して、他の科目と独立して表示すべき。また、残高が0の勘定科目は財務諸表から削除すべき。</p>	<p>平成23年度の決算書からは、消費税の未払金等は、当該科目を使用し、他の科目と独立して表示した。また、残高が0の勘定科目は財務諸表の科目から削除した。</p>	<p>(5) 単独随意契約の在り方について(指摘事項) 当法人のトイレ改修工事を基金出資団体である全農山梨県本部に委託しており、その契約形態は単独随意契約であったが、その工事の内容からして特定の者との契約が求められるものではなく、公平性、透明性の確保のためにも競争入札等の方法を選定すべき。</p>	<p>今後の工事契約は、工事内容に応じて、競争入札や見積もり合わせを行い、公平性、透明性の確保に努めるなどの改善措置を講じていく。</p>	
<p>②貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載漏れ及び記載の間違いが見られた。</p>	<p>平成23年度決算書からは、「財務諸表に対する注記」に、記載漏れのあった「有価証券の評価基準及び評価方法」を記載するよう改善した。また、今後は、記載間違い等のないよう確認を徹底する。</p>	<p>(6) 契約電力量変更の手続きについて</p>		
<p>③財産目録は、事業年度末における全ての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載する必要</p>	<p>平成23年度決算書からは、財産目録に、事業年度末の全ての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等</p>			

<p>(指摘事項) リサイクル製品製造部門の廃止に伴って製品製造設備の稼働はほとんどなくなったため、消費電力量は減少したが、契約電力量の変更が半年間遅延したことで、約36万円の経費削減が損なわれた。</p>	<p>今後は、消費電力量を注視し、契約電力量の変更等に柔軟に対応していく。</p>	<p>当初、本事業が基本協定書第4条の主事業に該当するものと理解していたが、認識が誤っていたため、理事会で修正承認を受け、平成23年度から会計を分け処理を行なうこととした。</p>
<p>(7) 消費税修正申告時の処理について(指摘事項) 各市町村からの負担金収入の課税売上計上漏れに起因する、平成16年度から平成18年度の3期分の消費税修正申告税額に相当する金額について、各市町村に後日請求していたが、当該処理は誤っており、更なる課税漏れを発生させてしまっていた。結果として、税額45,100円が消費税の申告漏れとなったままとなり、再度消費税の修正申告を行なうこと。</p>	<p>消費税の申告漏れについて、甲府税務署に相談したところ、時効が成立していることから修正申告は必要がないとの回答を得た。 今後は、申告漏れないよう、適切に処理を行っていく。</p>	<p>平成23年度収支予算書は平成24年2月27日の理事会及び評議員の議決により修正済みであり、移行認定申請時の配賦割合で会計処理を行なった。 また、平成24年度の人件費の配賦割合は移行認定申請時の割合としたが、今後、配賦の対象となる担当者の各業務時間を分析し明確な根拠を設けることで、人件費の配賦を適正に行なっていく。</p>
<p>(8) 販売用回収袋在庫の期末棚卸資産への計上について(指摘事項) 廃プラスチック回収袋は年間を通して販売しているため経常的に在庫は存在するが、毎期決算において当該資産棚卸資産として未計上となっていた。期末棚卸資産として計上すべき。</p>	<p>平成23年度決算書からは、回収袋の棚卸しを行い、決算書の財産目録に計上し、適正な財務諸表を作成した。</p>	<p>また、人件費の配賦割合は原則として各業務に係る作業時間に応じて、その割合を決定すべきであるが、明確な根拠がなく概略の割合を適用している。現実の業務の実態に合わせて、明確な根拠を設け、人件費の配賦を適正に行うべきである。</p>
<p>(9) 固定資産管理の徹底と遊休資産の売却の検討について(指摘事項) 固定資産の現物実査の結果、所在不明となっている資産が確認された。後日、法人より資産の存在について確認がとれた旨の報告を受けた。固定資産の管理は適切に行なわれるべきであり、また、現在稼働を停止している工場に係る資産については、今後全く稼働が行なわれる見込みがないのであれば、売却等も検討すべきと思料される。</p>	<p>固定資産管理台帳と現有資産を突合し、資産管理票を作成し、誰でもわかるように資産管理の明確化を行った。また、停止している工場に係る資産については、今後の廃プラスチックの再利用環境の変化にともない稼働の可能性もあるので、慎重に対応していく。</p>	<p>いずれも、平成23年度決算報告から修正した内容で記載した。</p>

1.4. 公益財団法人山梨果子牛育成協会

(1) 指定管理以外の収入及び支出について(指摘事項)。

県は指定管理契約に際して毎事業年度終了後に、管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書の提出を義務付けているが、この収支決算に指定管理契約に関連しない収入及び支出が含まれている。指定管理のみに係る収入及び支出を報告すべきである。

(2) 人件費に関する表示金額について(指摘事項)

平成22年度の収支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成23年度の収支予算書の各書類において人件費に関する配賦について不整合が生じている。移行認定申請書の配賦割合が正しいことであるから、平成23年度の収支予算書の表示金額を訂正することが必要である。

また、人件費の配賦割合は原則として各業務に係る作業時間に応じて、その割合を決定すべきであるが、明確な根拠がなく概略の割合を適用している。現実の業務の実態に合わせて、明確な根拠を設け、人件費の配賦を適正に行うべきである。

(3) 財務諸表に対する注記の記載間違いについて(指摘事項)

平成22年度の財務諸表に対する注記について次の項目に記載間違いがある。
・重要な会計方針の(4)引当金の計上基準
・基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(4) 県立八ヶ岳牧場における預託牛の家畜共済への加入確認について(指摘事項)

<p>項) 当法人は、県立八ヶ岳牧場の指定管理者として、生産者から牛の預託事業を行っており、預託の条件として家畜共済への加入を義務付け、その事実を家畜共済加入証明書によって確認しているが、確認が不適切な事例が見られた。</p> <p>①追加して預託された牛の共済加入確認が行われていない。</p> <p>②共済加入期間が預託期間より短いものが見られた。</p>	<p>該機械の更新を早期に実現し、修繕費の負担を正常な状態にする必要があると考える。</p> <p>(7) 県立まきば公園の指定管理に係る委託料の支払方法について(指摘事項) 基本協定書では委託料は4回の均等支払によることが規定されているが、実際はそうなっていない。</p> <p>(8) 固定資産台帳の不備について(指摘事項) 建築物の固定資産台帳に減価償却による減少額が記帳されていないもの、千円単位で記帳されているものがあった。また正味財産増減計算書の減価償却額と台帳を基に作成された減価償却計算表の減価償却額が異なっていた。</p> <p>(9) 法務局備付建物図面について(指摘事項) 同一地番内に建っている2つの建築物があるが、法務局備付の建物図面の位置が実際の位置と南北が逆になっている。</p> <p>(10) 県立まきば公園のふれあい動物の管理について(意見) 現在、県立まきば公園には県有財産の動物と当法人所有の動物が混在しているが、法人所有の動物のうち台帳がないものがあった。また、法人では貸与、預かり、贈与、購入等の取引を行っており、その場合の取扱いについてのマニュアル等を作成すべきと考える。</p>
<p>(5) 県立八ヶ岳牧場における預託家畜の事故等に伴う損害賠償責任について(意見) 預託した家畜に生じた事故等による損害は家畜共済の共済金や当法人の見舞金により一部補償される。指定管理の基本協定書には管理業務における指定管理者の責めに帰すべき事由による損害賠償責任を規定している。しかし、当法人と預託者との間でのような損失の負担が生じるのか具体的な規程や契約は存在しない。規程類の整備や契約によりその損害についての負担の取り決めを事前に行うべきである。</p>	<p>基本協定書の第10条第3項で、委託料は毎事業年度の4月・7月・10月及び1月の4回に均等に支払うこと、第38条で、委託料の額及び支払い方法については年度協定で定めることと規定されている。しかし、年度協定では4回の支払い額が異なっていたため、平成24年度からは、基本協定書に則り、均等払いで執行していくこととし、協定を締結した。</p> <p>平成23年9月、固定資産台帳の修正を行った。</p> <p>平成24年10月、登記図面の修正を行った。</p>
<p>家畜の事故等による損失は家畜共済で補償されるべきものであると考えられている。預託者にも事故の補償は自己が加入している共済で行なうことを周知している。見舞金はあくまでも見舞いであり、家畜の損失を補償するものではない。また、家畜共済の契約は加入者の自己責任において決定され、掛け金に応じて、給付共済金の額が異なることは当然である。しかしながら、家畜の死亡及び廃用等の事故が発生した場合のトラブル等を無くすために、利用承認書などに注意事項を明記することとした。</p>	<p>動物台帳が無いものは整備した。また、動物の取引については、県の基準に準じたマニュアルを作成した。</p>
<p>(6) 県有備品の早期更新について(意見) 当法人の固定資産には耐用年数を相当年数経過したものが存在し、それに係る毎年の修繕費は法人の経営を圧迫している。山梨県としても、県有備品である当</p>	<p>県有備品を適正に使用し維持管理に努めるとともに、更新が必要な備品については更新計画を立てる中で検討し、修繕費の軽減を図っていく。</p>

<p>(11) 管理不備の固定資産について(指摘事項) 固定資産の管理に不明瞭なところが見られる。 ①検査診断室の備品について所有管理者が不明である。 ②備品シールの貼付洩れが散見される。 ③工事請負費のなかに資産に計上すべき物件がある。</p>	<p>管理者不明の備品については、すべて協会所有のものであったので、備品台帳を整備しシールを貼付した。 県の備品と区分けを行い、シール洩れを改善した。 該当の工事2件は、工事金額が高額であるため、平成24年度から固定資産台帳に記載し管理することとした。</p>	<p>使用料について(指摘事項) 当法人では、県立八ヶ岳牧場草地等を映画の撮影や催し会場等として外部の者に使用を許可し、それに係る使用料を徹収している。しかし、その使用料の請求額に細かな定め等は存在せず、担当者個人の判断に委ねられている部分が大きい。当該牧場草地は言うまでも無く県民の財産であり、その使用料の金額については一定のルールが定められることが必要である。 15. 社団法人山梨県畜産協会 (1) 法人組織運営について不適切な事例が見られた。 ①収支計算書の承認について(指摘事項) 当法人は財務諸表を公益法人会計基準(平成20年新基準)に基づき作成しており、収支計算書は財務諸表の範囲外とされているため、総会に提出してはなかつた。しかし、現在の定款第47条では、総会で承認を受けるべき決算書として記載されているため、通常総会での承認が必要である。 ②財務諸表について(指摘事項) 総会議案書に参考諸表として各会計の財務諸表を提出したが、特別の積立金会計の財務諸表のみが欠落していた。 (2) 平成22年度の財務諸表に改善すべき点が見受けられた。今後は、公益法人会計基準に準拠した作成を行うことが必要である。 ①財務諸表に対する注記について(指摘事項) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の記載がされていない。</p>
<p>(12) 薬品等の貯蔵品の管理について(指摘事項) 貯蔵品の管理状況に不備があるので改善が必要である。 ①貯蔵品の実地棚卸を行っていない。</p>	<p>貯蔵品(薬品を含む)については、定期的(年間2回)に実地棚卸を実施することとする。 保管庫に鍵を付けるとともに内部管理要綱や在庫リストを作成し管理を徹底した。また、長期間使用していない薬品については陸棄処分をした。</p>	<p>平成24年4月1日より公益社団法人へ移行し、定款を変更した。変更後の定款第34条において、総会で承認を受けべき決算書として貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書、財産目録を記載し、今年度の総会においてこれらすべての書類を提出し、承認を得た。</p>
<p>(13) 法人金庫での保管について(指摘事項) 当法人の金庫内に、事業に全く関係のない従業員個人の通帳6本(預金残高総額192万円)を発見した。これは従業員個人の都合のみによるものであり、その行為自体が不適切であると考えられるため、速やかに各個人に通帳の返却を行なうべきである。 (14) 撮影等に牧場を使用させる際の</p>	<p>個人の通帳は全て返却した。</p>	<p>同上 平成23年12月19日に開催した臨時総会において、平成23年3月31日現在の満期保有目的の債券の内訳並びに</p>

<p>②財産目録について(指摘事項) 記載が貸借対照表とほぼ同様であり詳細な内訳が不明瞭である。</p> <p>(3) 肉用子牛生産者補給金制度に関連した2会計について(意見) 過去の借入金返済のため徴収した特別の積立金及び、積立金返還時の所在不明者分等の償還円滑化積立金について、長期にわたって残高が固定化している。 両資金は、業務規程において、目的以外の処分は禁止されているが、理事会の議決と県知事の承認により、他会計への繰入は可能なことから、長期間滞留した資金を処分することも必要と思われる。</p> <p>(4) 関連する任意団体の事務について(意見) 事業内容に於いて任意団体と当法人との間で委託契約を締結し必要経費は請求しているが、団体が行う事業の企画、運営、経理処理等の総務業務を行うのに係る人件費は当法人が実質的に負担している状況にある。 各団体が独立して運営されるのなら総務人件費の負担を求めべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、各団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討する必要がある。</p> <p>(5) 肉用子牛生産者補給金制度に係る子牛登録手数料について(指摘事項) 肉用子牛生産者補給金業務における子牛登録手数料について、理事会の議決に</p>	<p>帳簿価額、時価及び評価損益を総額で記載した内容に修正し、承認を得た。 今後は、公益法人会計基準に基づき、財務諸表の作成を行っていく。</p> <p>同上</p>	<p>任意団体の収入財源は、会費収入及び中央団体からの委託・補助事業費である。特に会費を徴収していない団体にあつては、補助金の使途は限定的であることから、畜産協会への人件費の支払は難しいと考える。 今後、各任意団体の意向を確認するとともに、中央団体と協議を行ないながら、当法人との一体化等について検討を重ねていくこととしたい。</p> <p>算定根拠は作成済みであり、今後、理事会に報告予定である。</p>	<p>帳簿価額、時価及び評価損益を総額で記載した内容に修正し、承認を得た。 今後は、公益法人会計基準に基づき、財務諸表の作成を行っていく。</p> <p>同上</p>
<p>(6) 予防接種ワクチンについて(指摘事項) 予防接種ワクチンを指定獣医師に供給しているが、ワクチンは畜産協会の所有でありその管理義務は当法人にあるので、各獣医師が保管するワクチンの在庫数量を確認・把握するために、受払簿を作成する必要がある。また、各獣医師の保管状況の確認も必要である。</p> <p>(7) 緊急防疫対策準備積立金の有効活用及び取扱いについて(意見) 特定資産に計上されている2,504,346円の準備積立金の運用については、明確な定めがない状況である。どのような事態が発生したときに取り崩しを行うのか、その際想定される金額はどの程度かといったことについて取扱要領を整備する必要があると思われる。</p> <p>(8) 賞与引当金の計上について(意見) 賞与引当金の計上が行われていないが、費用と収益の期間対応の適正化を図るため、支給対象期間の内当期に帰属する支給見込み額については、每期継続的に計上することが、会計基準に則した処理であると考えられる。</p> <p>1.6. 財団法人山梨県体育協会 (1) 評議員の評議員会への出席率が低</p>	<p>より、業務規程に基づく実費相当額を徴収している。当該事項に係る理事会議案書に、税務上収益事業に該当しない旨記載されているが、税務上の問題にとどまらず、契約生産者に対する説明責任を果たす上からも、算定の根拠を用意することが必要である。</p>	<p>伝播力及び病原性の強い家畜伝染病が発生した際、緊急時の対応に、本積立金が円滑に活用できるよう家畜畜産物衛生指導業務規定の改正を行なうとともに、積立金を活用する際の、目的や目的取崩しの要件等を定めた取扱要領についても併せて作成することとしたい。</p> <p>平成24年3月の理事会において賞与規程を策定し、当該規程に定められた支給の時期、支給対象期間に基づき、每期計上するように改善した。</p>	<p>ワクチン受払簿を作成し獣医師と毎月連絡をとり、ワクチンの使用及び保管状況を確認しながら受払簿に記載して、ワクチンの保管状況の把握に努めている。</p>

<p>調であるため、出席率向上のための施策を講じるべきである。(指摘事項)</p> <p>評議員会は法人組織上、理事会への諮問・審議・助言機関であり、本人の出席が低調な状態ではこれらの役割が果たせず、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。</p> <p>公益認定を受けた後は、理事会及び評議員会ともに会議が有効に成立するためには過半数の出席を要し、委任状によらず本人の出席が必要となることから、出席可能な理事及び評議員の選出に努めることがより一層求められる。</p>	<p>評議員会や加盟競技団体育理事長会議、市町村体育協会事務局長会議などにおいて、評議員の推薦にあたっては、移行後の公益法人制度における評議員の役割、重要性、出席義務等について説明し、各加盟団体において評議員会に出席できる者を推薦して頂いている。</p> <p>また、評議員会は、理事会の決議で開催が決定するため、事前に全評議員に対して評議員会の日程について連絡し、出席率の向上を図っている。</p>	<p>ではあるが、提案内容の中には文章でうまく表現できない事項や特に強調したい内容、採点者からも提案内容に対し質問すべき内容もあると思われる。審査にあたっては、ヒアリングを実施すべきである。</p> <p>委託業者の指名にあたっては28社を指名し、14社が辞退している。指名された14社は共同企業体を形成して指名参加しているため、参加業者数は7社に留まり、競争状態になったのは5工区中2工区のみである。プロポーザル方式での選定を行うなら、複数の業者の参加を受け、競争状態を維持し、植栽管理の水準や提案内容の高度化、価格競争を通じたコストの縮減等を図るべきである。</p> <p>1業者の参加では競争性がなく、これらの目的が図れないこととなる。単なる入札制度では業者間の価格のみが選定の基準となるが、プロポーザル方式では、仕様書を前提に審査項目に即した積極的な提案を行うことが必要になり、当該制度を採用することが、参加業者数が少ない要因の一部ではないかと思われるため、入札制度の参加業者数の拡大を図るべきである。</p>
<p>(2) 植栽管理業務の委託にあたってはプロポーザル方式を採用しているが、検討すべき点が見られる。(意見)</p> <p>小瀬スポーツ公園・富士北麓公園・境川自転車競技場の植栽等管理業務委託を外部委託しており、業者の選定にあたっては指名型プロポーザル方式による入札制度を導入している。</p>	<p>植栽管理業務の委託については、指定管理者制度の趣旨に沿って、より効率的、効果的な業務を実施するためプロポーザル方式を導入した。また、複数年契約による経費削減のため、指定管理期間の5年契約としているため、次期指定管理において指定管理者に選定された場合に、今回の意見を踏まえ実施方法を検討する。</p>	<p>(3) トレーニングルームの利用にあたって徴収している登録料について、山梨県都市公園条例での施設利用料との整合性を検討すべきである。(意見)</p> <p>山梨県都市公園条例では施設の利用料金の額を具体的に定めているが、登録料500円は記載されていない。当該登録料は初回の利用者講習会の費用とのことであるが、初回の利用登録時に「トレーニングルーム利用者証」を発行しており、また、当該利用者証を紛失し、再登録時に500円を徴収していることを考えると、登録料は実態としては発行手数料と</p>
<p>1社のみの応募であつても選定作業を行い、採点を行っているが、1社の場合には委託料の提案価格が設計書の見積り価格以下であればそのまま契約し、設計書の見積り価格以上であれば再見積りの上契約を行っている。1社のみのお募集の場合、評価の絶対的基準を設けて選定作業を行うべきであり、得点が低い場合は改善を促し、再提案を受けるとの手續きを行うことを検討すべきである。</p> <p>プロポーザル方式による入札制度を採用しているため、見積り価格が最も低額な業者の選定に至っていない。業務の内容から考えるとプロポーザル方式によらず、一般的な入札制度を採用することを検討すべきである。</p> <p>プロポーザル方式による入札制度において、提案は文書で提案することが原則</p>	<p>指定管理者の自主事業として、トレーニングルーム使用に伴う初回講習を行い、受講の証明として「トレーニングルーム利用者証」を発行している。</p>	<p>指定管理者の自主事業として、トレーニングルーム使用に伴う初回講習を行い、受講の証明として「トレーニングルーム利用者証」を発行している。</p>

なっているものと思われる。発行手数料と考えると初回登録料及び再登録料の徴収は条例に記載がないことから条例違反となる可能性があるため、具条例との整合性を検討すべきである。

(4) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた。(指摘事項)

特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去する必要があるが、当法人の総括表には内部取引消去欄が設けられていない。

貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載漏れ及び記載間違いが見られた。

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならぬとされているが、その記載が金融資産を除き貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(5) 未使用回数券の使用状況の管理が適切にされていないため前受金計上額が過大に計上される可能性がある。(意見)

現在回数券の発行の対象となる施設は陸上競技場、アオスアリーナ、トレーニングルーム、トレーニンググループ(セプト利用)、クライミングの5種類である。当法人では期間損益のより適正な把握のため、販売したが使用されていない回数券の残量を把握し、平成20年度から当該金額を前受金に計上している。しかし、回数券を紛失したり、長期に利用を失念され放置された回数券があると、その分だけ残数が年々増加することとな

正味財産増減計算書総括表において、内部取引については、内部取引消去欄を設け、内部取引消去を行った。

平成23年度決算から貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」については、会計基準に則り作成した。財産目録については、平成16年度基準の様式に従い、内訳を記載した。

回数券については、繰り返し利用する者の負担軽減や継続的な利用の促進に有効な手段であることから、導入してきた。平成24年11月1日より、回数券に有効期限を設け、期限が切れたものについては速やかに収入処理を行い、前受金減少に努めていく。

る。
長期間使用されず、長期に滞留している回数券が管理できない状況にあるため、回数券ごとの適切な管理を検討すべきであり、当該回数券については一定のルールに従い雑収入計上するとともに、落帳処理することが必要である。

(6) 有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会の管理業務を適切に行うべきである。(指摘事項)

小瀬スポーツ公園では当法人の自主企画事業として有料の各種スポーツ教室を開催し、また、スポーツ指導者研修会を行っている。参加者名簿の作成や収納事務等の管理業務が各担当者に委ねられており、統一的な様式による管理が行われていない。効率的な管理を行うためには様式を統一すべきである。

有料の各種スポーツ教室等の参加者から参加費として現金を受領し、領収書を発行しているが、領収書はワープロで作成したものであり、連番管理もされておらず、領収書の控えもない。体育協会の領収書によって連番管理を行い、現金の管理体制を整備すべきである。

(7) 体育史の在庫計上金額について間違いがある。(指摘事項)

山梨県体育史を作成し、残部を貯蔵品として計上しているが、体育史の頒布価格を貯蔵品の帳簿価額として計上している。頒布価額ではなく、当該体育史の作成費を貯蔵品の帳簿価額とすべきである。

(8) 貯蔵品として計上すべき物品が資産計上されていない。(指摘事項)

国体等の参加に際して、統一のネクタイやワッペンを作成したものが年度末に

収納事務等の管理業務については、統一的な処理方法を定め行うこととした。また、名簿については、教室、イベント、講習会など区分を設け、区分内を統一様式とした。

領収書は、領収書と領収書控えを1枚用紙で作成し、事業毎の番号を設定し相互に連番を記載し、切り取り部に割り印を押ししている。

また、受付名簿にも領収書番号を記載し、現金と突合する体制とした。領収書の控えについては、受付日毎に名簿に添付し保管している。

平成23年度決算より、制作原価により計上した。

平成23年度決算より、貯蔵品として計上した。

<p>在庫として残っていたにもかかわらず、貯蔵品として計上されていなかった。 受け払いの管理も行っており、残高も把握できることから、当該在庫を貯蔵品として計上すべきである。</p>		<p>ナー、アソチエーション講習等、種々の講習等で謝金を支払っているが、謝金規定等の根拠に基づいて支払っているわけではない。 医師の報酬としてはかなり低廉で、ボランティア要素が強いとはいえ、将来における担当者の交代等も考慮すると何らかの謝金規定の整備を行うべきである。</p>	<p>成25年度から施行する予定。</p>
<p>(9) 寄付金収入の仮領収証を回収すべきである。(指摘事項) 山梨県体育協会と競技団体が日本体育協会に対する寄付金を集め、競技団体が集めてきた金額の90%を競技団体に對して補助金として交付しており、山梨県体育協会が集めてきた金額の95%は協会の事業費へ充てている。 寄付金控除のために、後日体育協会が本領収証を寄付者に送るとともに、仮領収証を回収することとなっているが、現状では相手方が自主的に返送してきた以外の場合は仮領収証が回収されていなかった。 寄付金控除のためには正式な体育協会の本領収証が必要であるために悪用されることはないと思われるが、規定どおり仮領収証を回収すべきである。</p>	<p>本領収書を送付する際、返送用の封筒を同封し、全ての団体及び個人から仮領収書の回収をした。</p>	<p>(12) 固定資産の管理を適切に行うべきである。(指摘事項) 固定資産の実地調査をしたところ、備品シール等による備品の管理は行われていなかった。備品シール等の手段により適切に備品の管理を行う必要がある。</p>	<p>固定資産については、平成23年度期末の現物確認時に、備品管理シールを貼付した。 また、固定資産台帳の補助簿として、会計ソフト(PCA 減価償却)へ登録し、固定資産の管理を徹底した。</p>
<p>(10) 年度未購入の物品のうち貯蔵品計上すべきものが見られた。(指摘事項) 年度末にプリンターのトナー、文房具等を購入しているが、購入品のうち、実際に使用していないものについては貯蔵品として計上すべきである。また、期末に印刷業者から納入された平成23年度主要行事予定表や各施設回券券及び期末に仕入れた灯油・A重油代等も貯蔵品に計上されていなかったため、貯蔵品として計上すべきである。</p>	<p>法人税基本通達(消耗品費等)2-2-15を参考にし、平成23年度決算において、貯蔵品として計上しなればならない灯油・A重油等について期末の残高を貯蔵品として計上した。</p>	<p>(13) 消費税の税務申告に誤謬が見られる。(指摘事項) 消費税申告において、補助金等の特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算が行われておらず、修正申告が必要と思われる。</p>	<p>顧問税理士事務所等、精査したところ、補助金等の特定収入割合は5%以下であり、補助金等の特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算は不要であるため、消費税の税務申告に誤謬はなかった。</p>
<p>(11) 謝金規定の整備を行うべきである。(意見) 国体選手の健康証明の他、医学セミナー</p>	<p>平成24年度中に、規程を整備し、平</p>	<p>(14) サーチス事業特別会計に直接的及び間接的に関わる人件費を適正に計上すべきである。(指摘事項) サーチス事業特別会計の収益項目はレストラン経営による収益、自動販売機の売上手数料、仮設売店売上手数料、スケート靴貸出売上手数料、八代射撃場の利用者が任意に加入する射撃場保険料手数料、自動販売機設置者が本協会に収める事業協力金等であり、これらの業務において計上されている人件費は直営レストランの従業員の人件費のみである。 業務を行うにあたり、総務業務を行う協会職員がいるものと思われ、それに係</p>	<p>公益法人移行に伴い、公益目的事業会計と収益事業等会計、法人会計を明確に区分する必要があることから、移行する平成24年度から収益事業等会計として、サーチス事業に関わる職員の人件費等を、業務従事割合により金額を配賦することとした。</p>

<p>る人件費はサービスマネジメントの中に適正に反映させるべきである。</p> <p>また、この会計は収益事業に該当するため、法人税等の申告対象であり、人件費を計上することにより税額負担を軽減が可能であった。</p> <p>(15) 指定管理料の算定にあたりサービスマネジメント会計を含めることを検討すべきである。(意見)</p> <p>サービスマネジメント会計の事業は指定管理者の費用と責任において実施する自主事業としての位置づけであり、指定管理業務の範囲からは除かれているため、県の指定管理料は施設管理事業会計のみで収支計算をしている。</p> <p>事業の内容を見る限りにおいては単独で経営が成り立つものではなく、施設管理業務である施設管理事業に付随した事業と史料される。</p> <p>結果としてはあるが、平成18年度からの5年間で112百万円の利益を上げている状況を考慮し、今後の指定管理料の算定にあたってはサービスマネジメント会計を含めることにより、指定管理料の圧縮を図ることを検討すべきである。</p> <p>(16) 小瀬スポーツ公園の収支予算と収支決算において差異が生じている支出項目が見られるため、現在の実績を考慮し、事業計画の作成をする必要がある。(意見)</p> <p>小瀬スポーツ公園の「管理業務にかかる収支決算」によると、事業計画時の収支予算と実績に多額の差異が生じている支出項目(人件費、水道光熱費、管理委託費、修繕費、その他経費)があり、事業計画の積算根拠が実態と乖離していることが判断される。</p>	<p>現行の指定管理者制度においては、サービスマネジメント事業は、自主事業に位置づけられており指定管理事業には含まれていない。次期の指定管理者募集に向け、自主事業の取扱いについて検討を行う。</p>	<p>結果的に指定管理料が過大なものとなる恐れがあるので、今後は現在の実績を十分考慮して事業計画を作成する必要がある。</p> <p>修繕費に関して毎年事業計画外の支出をしていることは、既存の施設・設備等の耐用年数が経過していることに起因していると思われる。県が大規模修繕を行うことにより、指定管理者の毎年のランニングコストを減らすことができるのではないかと思われる。このことは指定管理料の削減を図ることに繋がるので、県予算との関連もあるが、費用対効果を分析し経済効率性の観点から検討すべきものと思料される。</p> <p>その他の経費のうち法人税の納税額のもととなる利益を生む原資には県の指定管理料が含まれており、当該金額が県から国等へ納入されたことと同じことになると思われる。</p> <p>(17) 指定管理業務における事業計画と実績とを比較すると、結果としてはあるが、指定管理料の過大支給があったものと推定されるため、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。(意見)</p> <p>施設管理業務とサービスマネジメント事業は収益事業であり、当該事業における利益金額は高額である。(平成18年度から平成22年度の5年間の収益事業における利益の累計は376,608千円であり、そのうち施設管理業務は264,114千円である)</p> <p>事業計画において、収入を過小評価し経費を過大評価するならば、必要とされる指定管理料は増大し、結果として利益が生じる。協会の経費削減努力を考慮しても、利益金額は多額であると思料される。結果としてではあるが、施設管理業務に帰属する部分については、指定管理</p> <p>県は指定管理者と協議を行い、実績を考慮した事業計画を承認し、指定管理料を定めている。</p>
---	---	---

<p>料が過大ではないかと判断される可能性は否定できない。</p> <p>また、指定管理料は年々圧縮されているが、利益金額を考慮し、事業計画を見直し、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。</p>	<p>現金及び領収書の取り扱いについて、内部で統一的なルールを作成し、職員に周知徹底した。</p> <p>拾得物は、遺失物法に基づいたマニュアルを定めており、これに基づいた処理を行うことを徹底した。</p>	<p>②体育館 物品販売及びコンピュータにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていないかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には特段行っていないことであった。</p> <p>ノートの収納金額の集計金額及びコンピュータによる領収書の集計金額を突合した結果、実際現金有高とノートの収納金額の集計金額及びコンピュータによる領収書の集計金額の全てが異なるという極めて不適切な結果となった。さらにコンピュータにより収納した現金は空缶に無造作に入られた状態で保管されており、その保管状態についても問題があると言わざるを得ない。</p> <p>また、手揚げ金庫内に体育館での遺失物として現金1,010円が保管されていたが、1ヶ月以上の期間にわたり特段の処置がなされていない状況であった。原則として一定期間を経過した遺失物については遺失物法第4条に基づき警察への届出等の処置を講じるべきである。</p> <p>その上、手揚げ金庫内の別封等に体育館受付において発生した現金過不足がマニュアルされており、当該現金は完全に簿外であった。現金の管理に対しては基本的な部分から早急に見直す必要がある。</p> <p>体育館窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書への付番は前もって行われておらず、発行の都度行っていた。事故を防止するためにも領収書への付番は前もって行う必要がある。</p> <p>また、利用者から領収書の発行について希望がない場合においても発行を行い、直後に控えを残して破棄していることだが、通常の書き損じ領収書の処</p>
<p>(18) 現金及び領収証の管理が不適切である。(指摘事項)</p> <p>小瀬スポーツ公園内の事務局、体育館、アインアリーナ、武道館の4ポイントにおける現金及び領収証の管理状況を確認した。</p> <p>①事務局 事務局受付窓口の手揚げ金庫内にある釣銭用の現金の実際現金有高と計算上の現金有高に差異が見られ、実際の現金有高が1,100円不足するという結果となった。</p>	<p>事務局奥にある金庫内の現金はアールのロッカーから回収したものであり、収納後に金融機関等に預け入れられることなく、小口現金とは別に、法人内での両替用利用されているとすることであつたが、当法人の会計規定第25条に反していると判断される。当該規定が実務上業務の円滑な遂行を阻害しているのであれば、規定は改正等を行うことが必要であると判断される。</p> <p>また、金庫内の封筒から現金900円が発見され、これについては実査時点において収入として計上されておらず、簿外現金となっていた。</p> <p>事務局受付窓口における領収証の管理状況について確認を行った結果、机引き出し内に渡し漏れの領収証が放置されていた。そのような領収証は書き損じの領収証と同様にハツ印等を付した上で領収証綴りの控えとセットで管理すべきである。</p>	

理に準じて、控とともに保管を行うといった管理方法が適切であると考えられる。

③アイヌアリーナ

体育館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品貸与、コピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、過不足はなく、現金収納の管理は適正であった。

アイヌアリーナ受付窓口における領収書の管理状況について確認をした結果、適正であった。

④武道館

物品販売及びコピーサービスにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていないかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には、特段行っていないことであった。

武道館受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。ノートに記載されている現金収納と領収書控えについて、合計金額は一致したものの、ノート上の収納件数と領収書控えの枚数が一致しなかった。武道館受付においては領収書不要の申し出があった際にも領収書の発行を行い、直後に控えを残して破棄しているとのことであったが、その時に複数の取引をまとめて領収書の発行を行っていた。領収書はその取引の事実に基づいて発行が行われるべきであり、前述のような簡便的な処理は例外処理としてすら認められるのではなく、早急には是正されるべきである。

⑤全体

現金実査等の監査結果は上記のとおりであったが、現在法人内でその取扱いはルールの一等がなされておらず、全体と

して現金及び領収書の管理に不適切な事例が散見された。
現金及び領収書の管理については基本的なところから見直し、日々の残高確認はもろろんのこと、後日においても検証が可能となるように法人内で統一のルールを作成し、それが確実に運用されること強く望まれる。現在の状況は極めて不適切であると判断され、早急に改善される必要がある。

(19) スポーツ傷害見舞金基金については、県等への返還を検討すべきである。(意見)

当法人では各種のスポーツ大会に参加した選手等で負傷又は死亡したものに對して見舞金の給付を円滑かつ、効果的に行うため、スポーツ傷害見舞金基金を設置している。

平成7年度から平成22年度の間、スポーツ傷害見舞金の支給実績は件数、金額ともに0である。実際の運用状況を勘案すると周知の方法については改善する必要があると判断される。また、見舞金の支給対象となりうるのは傷害保険に加入しているものに限るという定めがあるが、支給対象となる資格を傷害保険の有無で限定することは制度の本来の趣旨を鑑みるに、著しく妥当性を欠いているのではないかと思われる。

以上より、スポーツ傷害見舞金基金が制度として機能していないと判断され、かつ、スポーツ大会において負傷又は死亡したものに對して見舞金の給付を行うという基金の目的が各種の傷害保険等によつて十分に補填することが可能であるとすれば、単に長期間拘束されているだけの当該基金については山梨県等の出捐者に返還を行うことも検討すべきである。

各種の傷害保険のみで治療費等の全額を補填することはできないため、基金を継続させていく。

平成23年度末に支給対象が傷害保険に加入しているものに限るという規定をなくした。また、平成24年度から加齢競技団体理事長会議や市町村体育協会事務局長・事務担当者会議で周知を行った。

<p>(20) 当法人が事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会について法人税等の申告漏れが存在する。(指摘事項)</p> <p>山梨県体育祭り実行委員会が主催する山梨県体育祭りは毎年開催されている。当実行委員会の事務運営等の実務は全て当法人の職員によって行われており、その結びつきは強いと判断される。実行委員会は規定や代表者等の定めも存在し、法人税法上の人格なき社団に該当すると考えられる。また、各種競技団体や民間企業からの山梨県体育祭りのプログラムへの広告掲載料収入については、税法上の収益事業である出版業の付随事業と考えられる。</p> <p>以上を勘案すると、実行委員会は法人税等の課税主体となると判断されるが、過年度においては特段申告を行っていなかった。過年度に申告等をすべきであったと思われる分についても課税当局等と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。</p> <p>(21) 固定資産に係る会計処理が会計規定と一致していない。(指摘事項)</p> <p>①当法人の会計規定では、10万円以上の資産については台帳に記載の必要があるが、実際は税法上の少額減価償却資産に該当する取得価額30万円未満の固定資産については即時償却されており、固定資産台帳への記載はなされていなかった。</p> <p>②償却の開始月が取得の翌月とされているが、実際には取得した月より償却が開始されていた。</p> <p>①及び②ともに当該処理は税法上も認められているが、実際の経理処理と会計規定が異なるという状況は改善が望まれる。今後は規定に沿った処理を行うか、</p>	<p>課税当局と協議したところ、体育祭り自体が収益事業に該当しないため、プログラムへの広告掲載料収入及び県民法人税及び法人市民税については、課税の対象とはならず、申告及び納税の必要はなかった。</p> <p>少額減価償却資産を含めた固定資産台帳を作成した。</p> <p>平成24年度から新公益法人会計基準(平成20年4月11日平成21年10月16日改正)に移行する際、会計規程を改正し、現行の減価償却処理(取得した月より償却を開始)に変更した。なお、会計規程については、公益法人移行の平成24年4月1日より施行し</p>
<p>若しくは規定自体の変更を検討するべきである。</p> <p>(22) 退職給付引当金及び退職給付引当資産が1,320,000円過大計上となっているため取崩しの処理を行うべきである。また、引当資産については取扱要領の作成が望まれる。(指摘事項)</p> <p>当法人の退職給付引当金は、財団法人山梨県体育協会退職手当規定に基づいて計算された期末における自己都合要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済への外部積立金を控除した金額を計上することとされている。</p> <p>当法人の平成22年度決算時における退職給付引当金及び退職給付引当資産の金額は、本来あるべき金額よりも、1,320,000円過大計上となっているため速やかに取崩しの処理を行うべきである。</p> <p>また、当法人が採用している退職給付引当資産の要積立額の計算方法は広く一般的に採用されている方法とは異なり、法人の独自性が強いと判断され、その積み立てに際して恣意性介入の可能性について外部に疑念を抱かせることを防止する観点からも、(①目的②積立の方法③目的取崩の要件④目的外取崩の要件⑤運用方法⑥その他)①～⑥の要件を充足した取扱要領の作成を行うことが望ましいと思料される。</p>	<p>た。</p> <p>指摘を受け、平成20年度から退職給付引当金を再度積算したところ、平成22年度の退職給付引当金を算出する際に使用する平成21年度の退職給付引当額から退職者1名分の金額(1,320,000円)を除外した誤った資料を、監査人に渡していたことが判明した。</p> <p>再積算の結果、平成22年度の退職給付引当金を算出する際には1,320,000円を含めて計算しなければならず、退職給付引当金及び退職給付引当資産について過大計上はなかった。</p> <p>特定資産取扱規程を新たに整備し、公益法人移行の平成24年4月1日より施行した。</p>